

# 障がいのある方のための

(平成27年3月)



# し さ く      せ い ど      が い よ う 施策・制度の概要

日南町役場 福祉保健課  
電話 82-0374

区 分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	備 考		
手帳の申請	身体障がいのある方が、身体障害者福祉法及び障害者総合支援法による援助を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要な場合があります。	知的障がいのある方が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳です。	精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために交付される手帳です。	写真、印、診断書等が必要です。		
福 祉 用 具	日常生活用具には、次のようなものがあります。(障がいの程度によっては交付されないものもあります。)			自己負担は、原則として1割負担となりますが、本人又は世帯員の町民税の課税状況に応じた月額自己負担上限額が設けられています。		
	日常生活用具の給付	(視) 盲人用時計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字図書、点字器等 (聴) 通信装置、情報受信装置等 (肢) 移動用リフト、特殊寝台等 (内) 透析液加温器、ストマ用装具等	特殊マット、頭部保護帽等		頭部保護帽、火災警報器等	
医 療 費 助 成	補装具には、次のようなものがあります。(障がいの程度によっては交付されないものもあります。)			【対象者】 更生医療：身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 育成医療：18歳未満で身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童		
	自立支援医療	(視) 盲人安全つえ、義眼、めがね等 (聴) 補聴器等 (肢) 義肢、車いす、歩行器等				
医 療 費 助 成	更生医療：心臓ペースメーカー埋め込み術、人工透析、人工関節置換術等 育成医療：口唇口蓋裂手術、心臓手術等 身体障がいのある方が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減や機能回復のために受けた医療費が医療保険と公費で負担される制度です。		・精神通院医療 精神障がいのある方が、精神科の病気で病院や診療所に通院して医療を受けられた場合に、原則としてその医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。	【対象者】 更生医療：身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 育成医療：18歳未満で身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある児童		
	特別医療	身体障害者手帳1, 2級所持者、身体障害者手帳3, 4級所持者で知能指数(IQ)50以下と判定された方、重度の知的障がい者として判定された方(知能指数(IQ)35以下と判定された方)、精神障害者保健福祉手帳1級所持者。		世帯及び本人の課税・所得状況により非該当、または自己負担が必要となる場合があります。		
日南町心身障がい者医療費・通院費等助成	【対象者】 身体障害者手帳を持っていて人工透析のために通院している方 【助成内容】 人工透析にかかる通院費の1/4	【対象者】 療育手帳Bを持っている方 【助成内容】 医療費(歯科は除く)自己負担の1/4	【対象者】 ・自立支援医療(精神通院)受給者 ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方 【助成内容】 ・精神科受診にかかる医療費自己負担、通院費の1/4 ・通所費の1/4(デイケア事業所等)	非課税世帯が対象 ☆町単独事業		
日南町障がい者就労促進支援事業交通費助成	障がいのある方の施設通所に要する交通費を助成します。 【対象者】①身体障がい者②知的障がい者③精神障がい者 (①~③のいずれかに該当する方で、町内に住所がある方・就労継続支援を行っている事業所に通っている方) 【助成内容】 鉄道(JR等)、バス、施設所有車、自家用車それぞれの利用にかかった経費の1/2の額 ※月額上限 5,000円 (日南町営バス利用分の交通費は助成対象外)			☆町単独事業		
障がい者自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が、普通自動車運転免許を取得するのに必要とした経費の一部を助成します。(免許取得後1年以内の申請に限ります)			免許を取得することによって就職等社会活動への参加効果があると認められる方が対象となります。		
日中一時支援	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休息を支援します。			世帯及び本人の課税・所得状況により自己負担が必要となる場合があります。		
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。					
相談支援	障がい者、障がい者の介護を行う者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います。 日南町では、鳥取県西部圏域で5ヶ所の相談支援事業所に事業委託を行っています。 ・障害者生活支援センターすてっぷ 米子市道笑町2-126-4 (電話0859-37-2120) ・障害者生活支援センターまちくら 米子市西倉吉町83-3 (電話0859-35-5647) ・障がい者支援センター和おん 米子市富益町4684 (電話0859-30-4623) ・相談支援事業所エポック翼 米子市米原1460-7 (電話0859-36-2005) ・障がい者支援センターさかいみなど 境港市外江町3413-3 (電話0859-44-2520)					
町内の障がい福祉サービス事業所	就労継続支援B型事業所 特定非営利活動法人「つなで」 日南町生山153-2 (電話0859-77-3200) 一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型事業を提供しています。			世帯及び本人の課税・所得状況により自己負担が必要となる場合があります。		
	居宅介護事業所 社会福祉法人日南福祉会「ホームヘルプセンターにちなん」 日南町霞729 (0859-82-1060) 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護(ホームヘルプ)事業を提供しています。					
在宅支援サービス	事業	内 容	事業	内 容		
	介護給付サービス	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の看護、介護及び日常生活の世話をいたします。	訓練等給付サービス	自立訓練	地域生活が営めるよう、リハビリテーションや機能訓練を行います。
		生活介護	入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動の機会を提供します。		就労移行支援	就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
		居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。		就労継続支援	働く場の提供とともに知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
		行動援護	行動上の危険回避支援や外出支援を行います。		共同生活援助	グループホームにおいて、相談その他日常生活の支援を行います。
		施設入所支援	夜間や休日に居住の場を提供し、日常生活を支援します。	地域移行支援	施設入所や精神科病院入院者が地域で生活するための支援を行います。	
		短期入所	施設への短期入所により、入浴、排泄、食事の介護などを行います。	計画相談支援給付	障がい福祉サービス利用のためのサービス等利用計画等の作成等を行います。	

# サービス・制度等

区分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	問合せ先				
旅客運賃の割引	<table border="1"> <tr> <td>割引乗車券の種類</td> <td>                     普通乗車券 第1種障がい者は単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引                      第2種障がい者は単独で乗車する場合5割引                      定期乗車券 第1種の方及び12歳未満で第2種の方の介護者が乗車する場合5割引                      回数乗車券 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引                      急行券 (特急を除く) 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引                 </td> </tr> <tr> <td>取扱区間</td> <td>身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が普通乗車券によって、単独で乗車する場合は片道100キロメートルを超える区間に限ります。 第1種が介護者と乗車する場合、区間制限はありません。</td> </tr> </table>	割引乗車券の種類	普通乗車券 第1種障がい者は単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引 第2種障がい者は単独で乗車する場合5割引 定期乗車券 第1種の方及び12歳未満で第2種の方の介護者が乗車する場合5割引 回数乗車券 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引 急行券 (特急を除く) 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引	取扱区間	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が普通乗車券によって、単独で乗車する場合は片道100キロメートルを超える区間に限ります。 第1種が介護者と乗車する場合、区間制限はありません。			第1種及び第2種の区分は身体障害者手帳の記載による。 問合せ：駅の案内窓口
	割引乗車券の種類	普通乗車券 第1種障がい者は単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引 第2種障がい者は単独で乗車する場合5割引 定期乗車券 第1種の方及び12歳未満で第2種の方の介護者が乗車する場合5割引 回数乗車券 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引 急行券 (特急を除く) 第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方5割引						
取扱区間	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が普通乗車券によって、単独で乗車する場合は片道100キロメートルを超える区間に限ります。 第1種が介護者と乗車する場合、区間制限はありません。							
バス	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、県内の一般乗合バス路線の本人料金が5割引になります。(バス介護表示のある手帳をお持ちの方は同行の介護者1名につき5割引になります。)身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方については、県内の定期観光バス路線及び県内発着の高速バス路線も対象となります。 ※日南町営バスは対象にはなりません。			問合せ：日ノ丸自動車 日本交通				
航空運賃	身体障害者手帳(第1種)の方と介護者の方1名、身体障害者手帳(第2種)の方、療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印が捺印されている方と介護者の方1名、療育手帳に「航空割引・本人」の証明印が捺印されている方は通常運賃の約36%割引でご利用できます。 ※割引は国内定期航空路線に限られます。			問合せ： ANA国内線予約センター TEL0570-029-222				
タクシー	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、乗車した区間について、運賃がメーター表示額の10%引きとなります。 ※割引は県内タクシー会社に限られます。			問合せ： 県内各タクシー会社				
重度障がい者タクシー運賃助成	【対象者】①身体障害者手帳1～3級を所有し、町民税非課税世帯に属する方 ②療育手帳AまたはBを所有し、町民税非課税世帯に属する方 【助成額】 5,000円(200円券×25枚)			問合せ：町福祉保健課				
有料道路の通行料金	身体障害者手帳をお持ちの方本人が運転する場合は、5割引になります。 第1種の身体障害者手帳又は第1種の療育手帳をお持ちの方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、5割引となります。			問合せ：町福祉保健課				
携帯電話	月々の基本使用料50%割引 会社によっては、通話料や各種サービスの月額使用料が割引となったり、新規契約時の事務手数料、名義変更手数料が無料となることがあります。			問合せ： (ドコモ) 0120-800-000 (au) 0077-7-111 (ソフトバンク) 0088-21-2000				
NHK放送受信料免除	(全額免除の対象世帯) ①生活保護世帯 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で市町村民税非課税世帯(半額免除の対象世帯) ①視覚・聴覚障がいのある方が世帯主で受信契約者の場合 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ③特別項症から第1款症の戦傷病者手帳を所持する方が世帯主で受信契約者の場合			問合せ： NHK視聴者 コールセンター TEL0570-077-077				
障害基礎年金	国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。 ※平成26年4月分からの年金額(定額) 966,000円(1級) 772,800円(2級) ※18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。 ※障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること(保険料納付要件)が必要です。 (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと			問合せ： 米子年金事務所 TEL0859-34-6111				
障害厚生年金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。 また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障害厚生年金が支給されます。 なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。 ※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。			問合せ： 米子年金事務所 TEL0859-34-6111				
特別障害者手当等	【特別障害者手当】 精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。 【特別児童扶養手当】 精神又は身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。			問合せ：町福祉保健課				
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している方(加入者)が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がいになった場合に、扶養されていた障がい者に年金が支給される制度です。 加入対象者：①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方、②知的障がい、③精神障がいのある方で、いずれも65歳未満の健康な方			問合せ：町福祉保健課				

このチラシは、鳥取県が発行している「よりよい暮らしのために【2014年度版】」から抜粋して掲載しています。  
障がい福祉に関するお問い合わせは、日南町役場 福祉保健課 (電話82-0374) までお願いします。